

わくや新生活応援補助事業交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日
涌谷町要綱第 6 号

(趣旨)

第 1 条 町は、人口の減少を抑制し、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、当町以外に居住する世帯全員が、町内において新たに住宅の取得を行う場合に対し、予算の範囲内において、わくや新生活応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付等に関しては、涌谷町補助金等交付規則（昭和 58 年涌谷町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 町内に永続的に住むことを前提に住所を有し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 移住 転入前 3 年以上当町以外の市区町村に記録され、定住の意思をもって当町に転入すること。
- (3) 住宅 居住の用に供する面積が、全体の 2 分の 1 以上を占めるものをいう。
- (4) 新築 自己の居住の用に供するため、自己又は他人に建築を請け負わせて町内に新しく住宅を建てることをいう。
- (5) 購入 自己の居住の用に供するため、新築、中古を問わず売買契約によって町内に住宅を取得することをいう。
- (6) 町内建築業者 町内に事務所又は事業所を有する住宅建設関連事業者であること。

(補助基準等)

第 3 条 事業の種別は、次のとおりとする。

- (1) 移住促進住宅取得補助事業
- 2 補助金の交付対象・基準は、別表のとおりとする。
- 3 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象者とししないものとする。
 - (1) 申請者若しくは同一の世帯に属する者が町税等の滞納者又は暴力団員である場合
 - (2) 現に居住している町内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、住宅を新たに建設又は購入した場合
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた場合

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の申請は、(様式第 1 号) によるものとし、別表に定めるところにより町長に提出しなければならない。なお、申請をもって規則第 10 条に規定する実績

報告があったものとみなす。

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条の通知は、わくや新生活応援補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 町長は、前項の決定にあたり条件を付すことが出来る。

3 交付決定通知により、規則第11条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。

(交付の請求)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、わくや新生活応援補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 住宅の取得日から5年以内に、生活の本拠を町外に移すこととなったとき又は住宅を売却若しくは譲渡したとき。

(2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると町長が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 第1項の規程により交付決定を取り消した場合の通知は、わくや新生活応援補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第8号）によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(民間賃貸住宅家賃助成事業の廃止に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、民間賃貸住宅家賃助成事業に係る補助金の交付決定を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条、第 4 条、第 7 条関係)

補助金の種類	(1) 移住促進住宅取得補助事業
補助対象者	次の各項に掲げる要件を全て満たす者とする。 1 転入であって、自ら居住の用に供するために当町に住宅を取得したものであって、転入後 5 年を経過していない者。 2 申請日の属する年度の前年度において、補助対象者若しくは同一の世帯に属する者が納付すべき市区町村民税等の滞納がない者。 3 補助対象者又は同一の世帯に属する者で暴力団員がいない者。
補助対象経費	補助対象経費は次のとおりとする。 1 住宅本体に要する建築費又は購入費(付帯工事費、土地代金を除く) 2 中古住宅の修繕費(居住に必要とされる修繕に限る)
区分、金額等	補助金の区分、金額等は、次のとおりとする。 1 基本補助金 1 件につき補助対象経費の 5%(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、上限 20 万円とする。 2 加算補助金 (1) 子育て世帯加算金 義務教育以下の子供(妊娠中も含む)が 1 人以上含まれており、第 1 子は 10 万円加算、第 2 子は更に 5 万円加算及び第 3 子以降は 5 万円加算とし、加算上限 20 万円とする。 (2) 町内建築業加算 町内業者が新築、又は中古住宅の修繕を施工した場合 10 万円を加算する。 また、主たる施工が町外業者である場合であっても、下請・部分施工等加算額以上の工事を受注した場合も対象とする。
交付の申請	1 申請時期 転入後 5 年以内かつ住宅取得後 1 年を経過していないこと。 2 添付書類 (1) 申請書(様式第 1 号) (2) 世帯主氏名及び続柄が記載された転入世帯全員の住民票の写し (3) 付近見取図その他の位置図

	(4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (5) 中古住宅の修繕費については契約書又は領収書の写し (6) 町内建築業者等が下請・部分施工等をした場合、それを証する契約書又は領収書の写し (7) 市区町村民税等の滞納がないことを証する書類 (8) 建物の登記事項証明書の写し (9) 妊娠中の子育て世帯については母子健康手帳の写し (10) その他町長が必要と認める書類
--	--